

川島町農業委員会 2月定例会 会議録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治(欠席)
4. 出席人数 16名(農地利用最適化推進委員7名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治(欠席)

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 横田 正雄 | 2番 小高 春雄 |
| 3番 宇津木 忠明 | 5番 染谷 和廣 |
| 6番 稲毛 茂作 | 7番 遠山 いづみ |
| 9番 木村 悟 | 10番 山崎 清 |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-------|-------|-----------|
| 中山地区 | 関口 孝美 | |
| 伊草地区 | | |
| 三保谷地区 | 鈴木 健 | 松本 二三男 |
| 出丸地区 | 岡田 茂雄 | |
| 八ツ保地区 | 福島 和利 | 木村 淳一 |
| 小見野地区 | 杉山 進 | 永瀬 芳和(欠席) |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

(2) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見照会の件

(4) 土地改良事業参加資格申出に係る承認について

(5) 地域計画策定にかかる意見照会について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 石黒 浩基

書記

7. 会議の概要

事務局長	(農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、職務代理が議長となる。) 農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
職務代理	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (3番 宇津木委員、5番 染谷委員を指名した。)
職務代理	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
職務代理	日程第3「諸般の報告について」 報告事項はありませんでした。
職務代理	日程第4「報告」 報告第1「専決事項報告の件について」、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「専決事項報告の件について」説明を行った。

職務代理	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし)
職務代理	報告第2「県許可等の状況について」、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「県許可等の状況について」説明を行った。
職務代理	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし、次の日程に移る)
職務代理	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第1号番号1から4について説明を行った。
職務代理	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
杉山委員	番号1について補足説明を行った。
稲毛委員	番号2について補足説明を行った。
染谷委員	番号3について補足説明を行った。
宇津木委員	番号4について補足説明を行った。
職務代理	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
山崎委員	番号4の小嶋三恵子さんは、自作面積67a、貸付面積62aであるが規模拡大はどうなのか。貸付面積62aの地目、貸付方法としては

	農地法第3条の賃貸借なのか、農業経営基盤強化促進法の利用権設定なのか。また、地域はどこか。 譲渡人の佐々木紀子さんの貸付面積9aとあるが、新堀字土腐212-1のことか。自作か小作の表示が抜けているが。
事務局	小嶋さんの自作と貸付の面積がほぼ同等であるが、貸付しているところに関しては農地中間管理事業での貸付になっており、耕作において利便性の高いところを貸付しています。主に出丸の堤外の河川敷となっています。 新堀字土腐212-1ですが小作の表記となります。追記いたします。
山崎委員	貸付が出丸堤外だが、麦の作付けか。どなたが耕作しているのか。
事務局	主に小麦とジャガイモです。新規就農の方が耕作しています。
	質疑終結
職務代理	議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第2号番号1から2について説明を行った。
職務代理	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
稲毛委員	番号1について補足説明を行った。
杉山委員	番号2について補足説明を行った。
職務代理	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし)

職務代理	議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見照会の件」、議案第4号「土地改良事業参加資格申出に係る承認について」関連がありますので、一括で議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見照会の件」、議案第4号「土地改良事業参加資格申出に係る承認について」説明を行った。
職務代理	事務局の朗読説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (質疑なし)
職務代理	議案第5号「地域計画策定にかかる意見照会」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第5号「地域計画策定にかかる意見照会」について説明を行った。
職務代理	事務局の朗読説明が終わりましたので、質疑を受けます。
木村委員	中間管理事業に関わる日程についてですが、例として今日現在ここに遊休農地があるとして、中間管理事業に登録したい場合、いつまでに貸借準備ができていないと始められないのか。時間的なスケジュールや手続きについて、来年の作付けに間に合うようにするにはどうすればいいのか。 また、耕作を希望する人がいて、中間管理事業に指定されれば耕作します、という方がいた場合の手続きはどうすればいいのか。
事務局	スケジュールについてですが、農地中間管理事業の場合6月と12月を貸借開始日としています。6月開始の場合1月末までに農地中間管理事業の手続きがされないと間に合いません。埼玉県全体の事務を行っており、登録の手続きなどに時間を要するためです。12

月開始の場合7月末までの手続きが必要になります。

また、現在遊休農地化している農地について、中間管理事業に登録になれば借りるという方がいる場合は、まずご相談頂きたいです。所有者や耕作者と話をし、貸借がまとまれば中間管理事業の活用が可能になります。

山崎委員

地域計画だが、中山地区から小見野地区それぞれ「規模縮小となる農地面積の合計」が、各地域で44haから125ha程度あるが、「今後農業を担うものが引き受ける意向のある農地面積の合計」が、各地域2haから10haと非常に少ないが、残りの大部分の面積を耕作するのが現状の担い手でよいのであろうかと感じる。現在も離農する人は多いが、認定農業者などの担い手農家でも10年後には、高齢や病気等で離農者の増加が見込まれる。今後不耕作地が増える事は明らかで、優良農用地の維持管理をする手法を検討しなければならないと思うが。たとえば、新規就農者への研修や機械・施設等の導入に伴う補助金の増額や、食品メーカー等の出資による農業法人化、土地改良区やJAとの連携による地域農業集団の育成などが考えられるが、町の考えはどうか。

過去には有人ヘリコプターによる農薬散布が実施されていたが、様々な理由により中止された経緯がある。現在農薬散布は個々での対応となっているが、最近ではイネカメムシの増加により、米の減収や品質の低下が発生している。ドローンを活用した地域での集団農薬散布の導入ができないのか聞きたい。

事務局

高齢化に伴う離農者や不耕作地の増加については、町としても承知していますし大きな問題と感じています。なるべくそうならないように対応はしていますが、なかなか改善には至りません。頂いたご意見について、解決に向けて推進してまいりますので、引き続き皆様のご協力もお願いいたします。

農薬散布については、作付け時期等の問題もあり、簡単には進まない状況もございますが、各関係部署と連携や相談しながら進めて

いきたいと考えております。

稲毛委員

現状耕作していない土地を中間管理事業で受けてくれる、という話だが、中間管理事業の実態がよくわからない。誰が動いて誰が貸借の交渉をしているのか。農地に興味が無い所有者もたくさんおり、水利費を払いたくない、という方も増え、将来が心配になってしまふ。中間管理事業で耕作した人がやめてしまい、町に相談しに行ったら、新たな人を探せないため、中間管理事業の契約が解除になったとの話もある。

賃貸借契約について数十年単位で長い人もいるが、誰が耕作しているのか把握できなくなってしまうのではないか。

事務局

中間管理事業の実態ですが、平成 26 年から開始されています。所有者が中間管理機構に貸付をして、そこから耕作者に貸付けを行うという制度です。所有者と耕作者は金銭等の直接のやり取りは無く、中間管理機構が 11 月頃に耕作者の口座から耕作料を引き落とし、12 月にまとめて所有者に振込を行います。

耕作者がいなくなったときには、町内の大規模農家や担い手農家に話をするなどし、次の耕作者を探すということを町として行っています。

質疑終結

職務代理

日程第 6 「その他」について事務局から説明を求めます。

最適化活動の記録について

事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。

(質疑なし)

以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委

員の皆さまお疲れ様でした。

(農地利用最適化推進委員 退出)

職務代理

再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。

(質疑なし)

職務代理

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

職務代理

番号2について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

職務代理

番号3について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

職務代理

番号4について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

職務代理

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1から4の申請については、「許可」とすることに決定しました。

職務代理

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

職務代理

番号2について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求

	めます。 (全員賛成)
職務代理	議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1、2については、「許可相当」とすることに決定いたしました。
職務代理	議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見照会の件」については、原案に対し、「支障なし」としたいと思いますが、異議ございませんか。 (異議なし)
職務代理	異議なしと認め、議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見照会の件」については、原案に対し「支障なし」と意見することに決定しました。
職務代理	議案第4号「土地改良事業参加資格申出に係る承認について」は、原案どおり「承認」することとしたいと思いますが、異議ございませんか。 (異議なし)
職務代理	異議なしと認め、議案第4号「土地改良事業参加資格申出に係る承認について」は、原案どおり「承認」することに決定しました。
職務代理	議案第5号「地域計画策定にかかる意見照会について」は、原案どおり「支障なし」としたいと思いますが、異議ございませんか。 (異議なし)
職務代理	異議なしと認め、議案第5号「地域計画策定にかかる意見照会について」は、原案どおり「支障なし」とすることに決定しました。
職務代理	会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和7年

2月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

植川公久

3番 宇津木委員

宇津木 忠明

5番 染谷委員

染谷和廣